平成２７年（フ）第２０４号
福岡県久留米市北野町十郎丸2277番地８
債務者　三浦　恵美
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北村　　哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第４３３６号
大阪府守口市外島町２番３―501号、前住所大阪府枚方市西田宮町12番30―201号
債務者　鈴木　康夫
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　誠広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６０号
和歌山市栄谷499番地２　レオパレス紀の川213号
債務者　金谷　博司
1　決定年月日時　平成27年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２６５号
函館市本通１丁目24番５号
債務者　土花　祐二
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２６６号
函館市本通１丁目24番５号
債務者　土花美江子
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２６７号
函館市本通１丁目24番５号
債務者　土花喜代治
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２７５号
北海道上磯郡木古内町字本町608番地７
債務者　福井絵利菜
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１０７３号
さいたま市北区吉野町１丁目354番地14　ベルファミーユ101
債務者　高木　　努
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１６１号
埼玉県川口市柳崎５丁目７番13号　コーポサンライズ201号
債務者　小林　直美
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８２６号
千葉県市川市市川南３丁目13番17―808号（市川江戸川堤マンション）
債務者　直川　香織（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２８号
千葉県香取市八日市場974番地
債務者　高橋由理子
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２７年（フ）第１１４号
山口県下関市上田中町２丁目７番30号
債務者　有吉　　洋
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第１１６号
山口県下関市上田中町２丁目11番18号
債務者　有吉　辰雄
1　決定年月日時　平成27年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第１５７０号
札幌市東区北10条東３丁目２番10―405号
債務者　小田　正則
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６３２号
札幌市白石区本郷通６丁目北３番23号　あしたばハウス
債務者　岩舘みゆき（旧姓其浦・齊藤）
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６３８号
札幌市東区東苗穂13条３丁目26番５―202号
債務者　佐藤　英子
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６５０号
札幌市西区発寒12条３丁目14番８号
債務者　小山内義雄
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６６４号
札幌市豊平区平岸４条７丁目11番13―207号
債務者　貝澤　陽子
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部